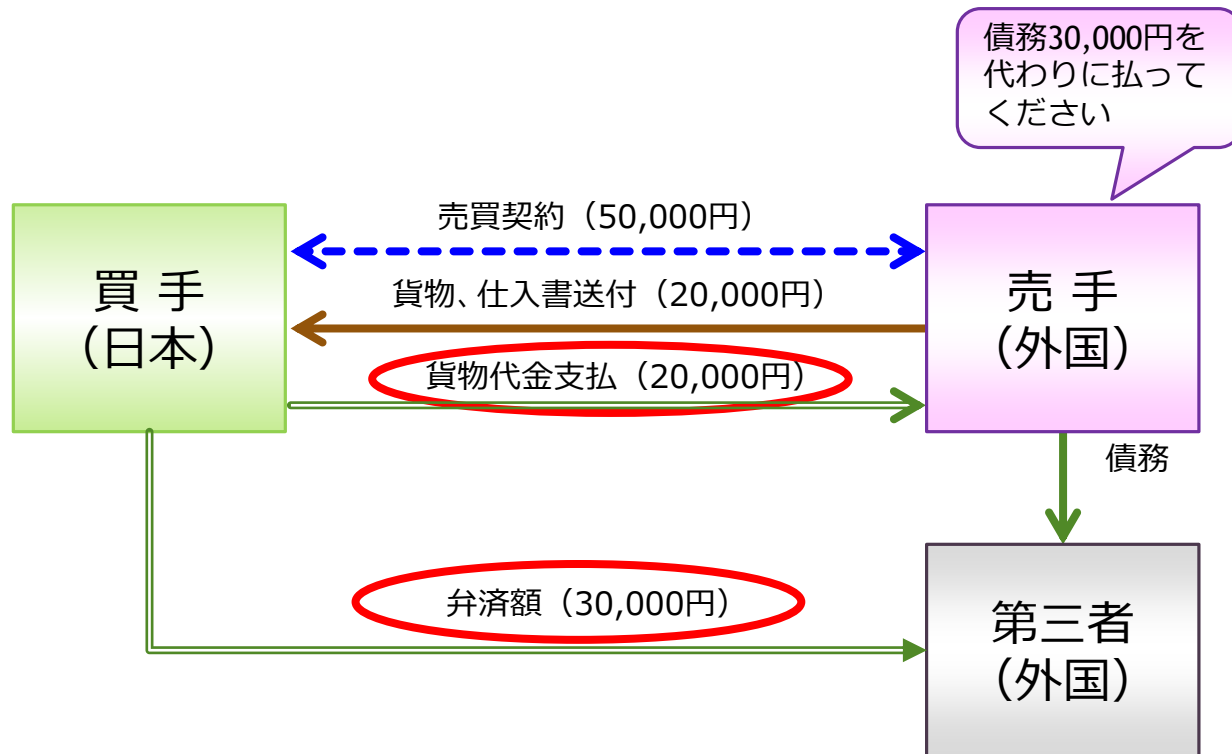


【事例6】売手が第三者に対して負っている債務を買手が弁済している場合

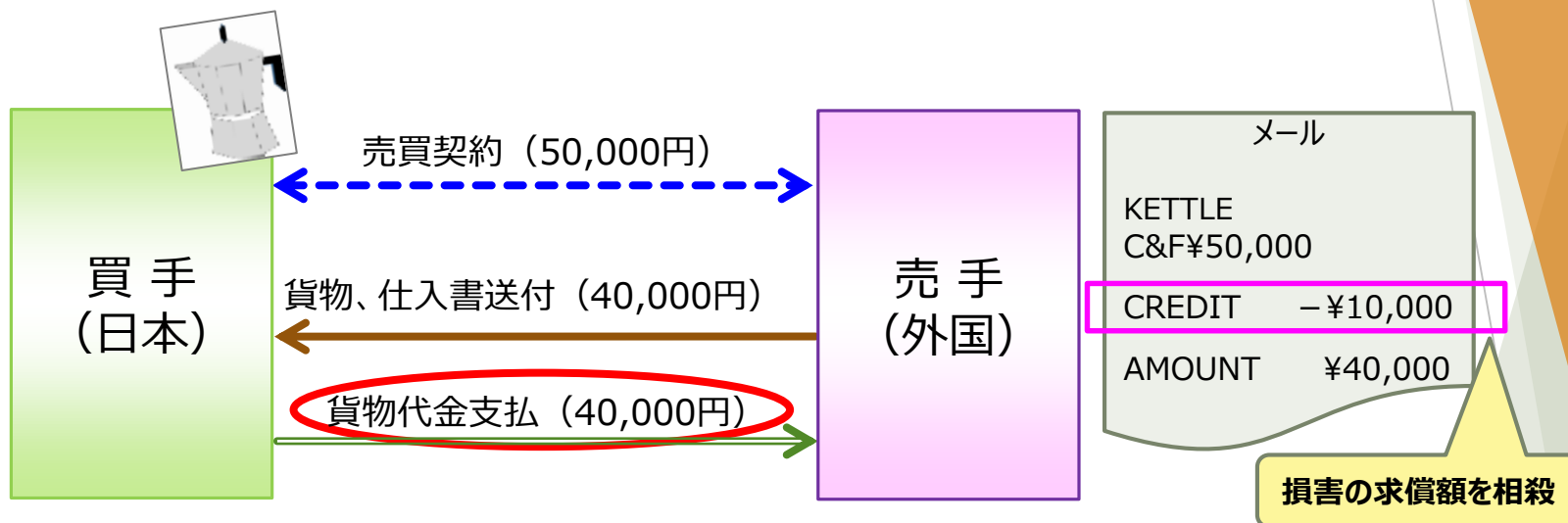


現実支払価格 = 〔 仕入書価格 (20,000円) + 弁済額 (30,000) 〕

仕入書が契約金額の50,000円ではなく、買手が第三者に弁済した額を相殺した額で作成している場合は、仕入書金額に相殺した弁済額を加えた金額で申告しなければなりません。

【事例7】不良品による損害の求償額と貨物代金を相殺している場合

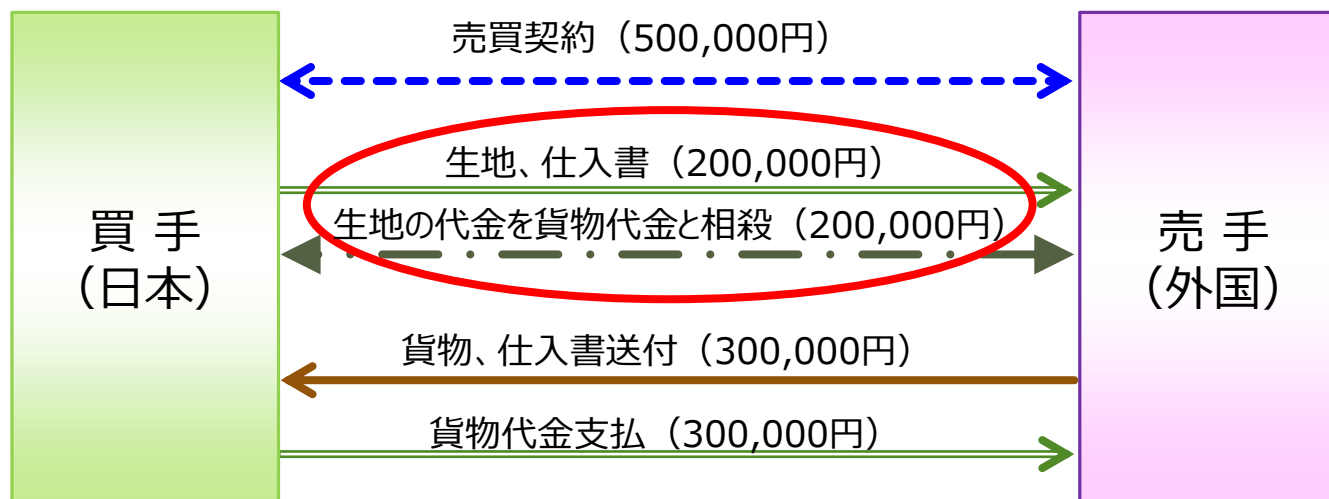
- 前回輸入した貨物に不良品があったため、買手は売手に対して10,000円の返金を請求したところ、次回の輸入貨物の貨物代金と相殺することで合意した。



現実支払価格 = 〔 仕入書価格 (40,000円) + 相殺額 (10,000円) 〕

仕入書が契約金額の500,000円ではなく、不良品による損害の求償額を相殺した額で作成している場合は、仕入書金額に相殺した相殺額を加えた金額で申告しなければなりません。

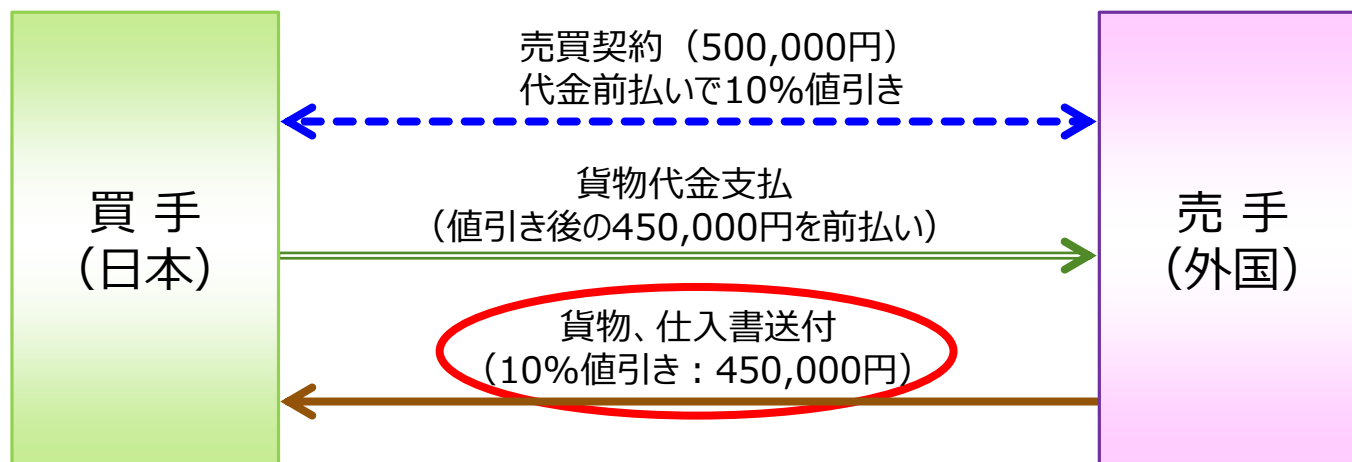
【事例 8】 有償提供した生地の代金と貨物代金を相殺している場合



現実支払価格 = **〔仕入書価格 (300,000円) + 相殺額 (200,000円)〕**

仕入書が契約金額の500,000円ではなく、有償支給した生地の代金を相殺した額で作成している場合は、仕入書金額に相殺した生地の代金を加えた金額で申告しなければなりません。

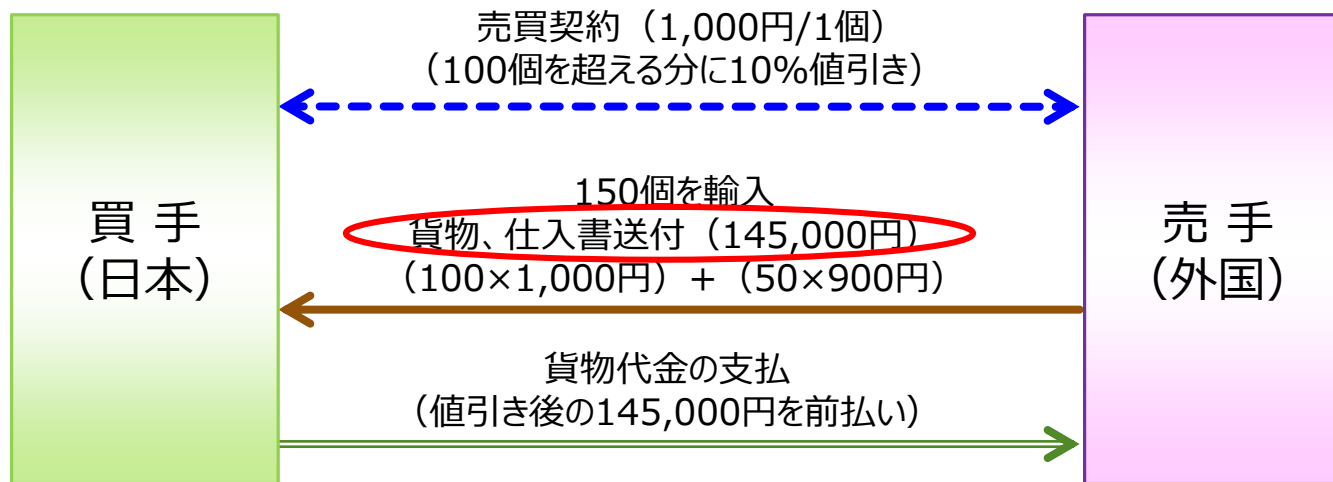
【事例9】 貨物代金を前払いすることを条件に提示された値引き



現実支払価格＝〔 値引き後の仕入書価格 (450,000円) 〕

前払い値引きは、値引き後の額が現実支払価格となります。

【事例10】一定の数量を超えて購入する場合に与えられる値引き



現実支払価格 = 「値引き後の仕入書価格 (145,000円)」

数量値引きは、値引き後の額が現実支払価格となります。

値引きについては、当該輸入貨物に係る納税申告の際に当該値引きが行われることが確定しており、かつ、当該値引き後の価格が買手により現実に支払われるときは、当該値引き後の額が現実支払価格となります。

ただし、弁済額の値引き、相殺値引き、輸入取引における特別な事情による値引きが行われた場合は、当該値引額を加えた額が現実支払価格となります。

値引きは、特にご質問が多い項目です。

認められる値引き

- 数量値引き
- 現金値引き・前払い値引き
- 旧モデル値引き・季節値引き・代理店値引き 等

認められない値引き

- 弁済、相殺値引き（クレーム処理による相殺値引き等）
- 輸入取引における特別な事情による値引き
 - ・ 処分又は使用につき制限がある場合
例）輸入貨物を展示用としてのみ使用することを条件に、実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合
 - ・ 特殊関係があり、輸入貨物の取引価格が影響を受けている場合
例）買手と売手の取締役が同一の者であり、当該関係により、特別な価格で輸入取引をした場合